

上越市観光振興計画策定検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市における観光振興の施策を統合的かつ計画的に推進するために定める上越市観光振興計画の策定に必要な事項を検討するため、上越市観光振興計画策定検討委員会（以下「検討委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 検討委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 市の観光の現状及び課題に関すること。
- (2) 市の観光の目指す姿及び基本的な方向性に関すること。
- (3) 市の観光振興の施策及び取組に関すること。
- (4) その他市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 検討委員会は、次に掲げる人のうちから市長が委嘱する15人以内の委員をもって組織する。

- (1) 観光振興に関する識見を有する人
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 関係団体の代表者
- (4) 公募に応じた市民
- (5) その他市長が必要と認める人

(委員の任期)

第4条 検討委員会の委員の任期は、委嘱の日から平成32年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議は、委員長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 検討委員会は、調査又は審議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、観光交流推進課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、検討委員会が定める。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。